

府省共通事務に関する行政評価・監視
結果に基づく勧告

平成19年6月

総務省

前 書 き

政府においては、簡素で効率的な政府の実現は、喫緊かつ最重要課題の一つとなっている。「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）においては、「小さくて効率的な政府」の実現を図るため、行政のスリム化、効率化の一層の徹底が必要とされ、同方針に基づく改革の着実な実施を図るため、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）が平成 18 年 6 月に成立している。平成 19 年 1 月の施政方針演説においても、「無駄ゼロ」を目指す行政改革を進めることとされている。

これらの改革の一環として、各府省に共通する物品や役務の調達、庁舎の維持・管理、公用車の管理・運行、旅費支給などの事務については、内閣の行政効率化関係省庁連絡会議において「行政効率化推進計画」（平成 16 年 6 月 15 日行政効率化関係省庁連絡会議。平成 17 年 6 月 30 日及び 18 年 8 月 29 日改定）が取りまとめられ、効率化、合理化の取組が進められている。同計画では、公用車の効率化、公共調達の効率化、公共事業のコスト縮減、電子政府関係の効率化、アウトソーシング、統計調査の合理化、出張旅費の効率化等が挙げられている。各府省は、府省別の行政効率化推進計画に基づき、行政効率化を推進することとされ、毎年度、フォローアップを行った上で、当該計画を改定することとされている。

また、政府は、「電子政府構築計画」（平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成 16 年 6 月 14 日一部改定）を策定し、その中で、内部管理業務（人事・給与等業務、共済業務、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費）についても、業務・システムの最適化を行うこととしており、「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定。平成 18 年 6 月 16 日及び同年 12 月 26 日一部改正）では、内部管理業務については、同計画等に基づき、新システムへの移行及びそれに伴う業務改革を行い、実質的に 4 割以上の効率性の向上を図り、当該業務に係る定員の 3 割以上の削減を行うこととされている。

このように、政府にとって、簡素で効率的な政府の実現が最重要課題の一つとなっている中で、各府省に共通する事務についても効率化、合理化の取組が

進められている。しかしながら、各府省に共通する事務であるにもかかわらず、事務の効率化や経費の節減に向けた取組には各府省の間で差異もみられるところであり、このような取組は、「無駄ゼロ」の観点から、更に強力に推進することが求められている。

さらに、地方公共団体や民間事業者の中には、国の行政機関にはみられない様々な先進的な取組が行われており、これらも参考に、国においても、なお一層の効率化、合理化の取組の余地があるとみられる。

本行政評価・監視は、これらの状況を踏まえ、各府省に共通する物品・役務の調達、庁舎の維持・管理、公用車の管理・運行、旅費支給等の事務に着目し、その実施状況、効率化の取組状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

なお、今年度の行政効率化推進計画の改定が近々予定されており、本行政評価・監視において勧告する事項が同計画に反映されることを期待する。

目 次

1	物品、役務等の一括調達推進等	
	(1) 事務用品の一括調達の推進	1
	(2) 合同庁舎の維持・管理に係る契約方法の見直し等	7
	(3) 競争性の確保	11
2	調達事務の集約化の推進	14
3	適正な物品管理の推進	19
4	公用車の効率化の推進	21
5	旅費事務の見直し等	
	(1) 旅費事務の効率化の推進	25
	(2) 旅費の節減の取組の徹底	27
6	行政効率化の一層の推進	32

1 物品、役務等の一括調達推進等

(1) 事務用品の一括調達推進

国が物品、役務等の調達に係る契約を締結する場合、機会均等及び公正性の保持に加え、最も有利な条件の相手方を選定するため、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に基づき、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない（一般競争入札の原則）。ただし、契約の予定価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条に定める金額を超えない等の場合は、随意契約によることができるとされ（以下、予定価格が予決令で定める金額を超えない場合の随意契約を「少額随意契約」という。）、財産の買入れ（物品調達）の場合、その金額は160万円とされている。

物品、役務等の調達に当たっては、契約の都度、競争入札又は見積り合わせなどの諸手続を行う必要があるが、一度に調達する数量が多くなるほど、スケールメリットが生じるため価格が低減するといわれていることから、複数の契約をまとめ、一括して調達することで契約件数を縮減することが事務の省力化や契約価格の低減につながる事となる。「行政効率化推進計画」（平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議。平成17年6月30日及び18年8月29日改定）においても、「事務用品の一括購入を推進する。」とされており、各府省は、計画的なまとめ買いなどの取組を推進してきているが、事務の省力化及びコストの削減を図る観点から、一括調達を一層推進することが求められている。

また、予決令第80条第1項では、「予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。」とされ、国の契約は総価契約（契約内容の総額を契約金額として締結する契約）が原則とされているが、同項ただし書において、「一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。」とされており、単価契約（物品等の単位当たりの価格だけを決定し、支払金額はその給付の実績に基づいて算定する契約）が可能とされている。

このため、コピー用紙、トナー類、文具用品類など年間を通じて継続的

に調達する消耗品については、単価契約により調達することが可能となっている。総価契約で同一の消耗品を複数回調達する場合は、調達の都度、契約を締結する必要があるが、単価契約の場合は、年度当初に当該年度分の契約を締結すれば、一度の契約で足りるため、事務の省力化が図られ、また、年間の調達予定数量を取りまとめることとなるため、一般競争入札の実施やスケールメリットによる契約価格の低減も期待され、一括調達を推進する上で、有効な手段となっている。

今回、16府省（内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）の物品の調達を行っている支出負担行為担当官又は契約担当官（以下「調達機関」という。）計213におけるコピー用紙、トナー類及び文具用品類等（これらと一括して調達されたその他の消耗品を含む。以下「消耗品3品目」という。）並びに机、椅子、パソコン及びプリンタ（これらと一括して調達されたその他の備品（じゅう器類等）を含む。以下「備品4品目」という。）の平成17年度の調達の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 消耗品の調達の実施状況

(ア) 消耗品3品目の調達に係る契約件数の縮減

調査した16府省213調達機関における消耗品3品目に係る調達方法をみると、表1のとおり、消耗品3品目すべてについて、各品目に係る物品の全部又は一部を単価契約により調達しているものが9府省24調達機関（全調達機関のうち11.3%。以下同じ。）みられ、中には、単価契約による調達を推進していることにより消耗品3品目に係る年間の契約件数が数件となっているなど、一括調達が徹底されている調達機関がみられた。

一方、消耗品3品目のいずれかについて、当該品目に係る物品のすべてを単価契約によらず調達しているものは14府省189調達機関（88.7%）みられ、3品目すべてについて、各品目に係る物品のすべてを単価契約によらず調達しているものは11府省107調達機関

(50.2%)、2品目について、各品目に係る物品のすべてを単価契約によらず調達しているものは12府省56調達機関(26.3%)、1品目について、各品目に係る物品のすべてを単価契約によらず調達しているものは9府省26調達機関(12.2%)となっている。

表1 調査した213調達機関における消耗品3品目に係る単価契約の実施状況(平成17年度)

区 分		機関数	構成比
消耗品3品目とも単価契約により調達している調達機関		24 調達機関	11.3%
消耗品3品目のいずれかを単価契約によらず調達している調達機関	3品目とも単価契約によらず調達している調達機関	107 調達機関	50.2%
	2品目を単価契約によらず調達している調達機関	56 調達機関	26.3%
	1品目を単価契約によらず調達している調達機関	26 調達機関	12.2%
	小 計	189 調達機関	88.7%
合 計		213 調達機関	100.0%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各品目の一部でも単価契約により調達していれば、単価契約により調達している調達機関として計上している。

これら消耗品3品目のいずれかについて、当該品目に係る物品のすべてを単価契約によらず調達している14府省189調達機関において、単価契約以外の契約の件数をみると、各部課からの要求の都度、随時調達していること等から、単価契約による調達を推進している調達機関と比較して年間の契約件数が膨大となっており、中には、消耗品3品目のうち、2品目に係る年間の契約件数が900件(総契約額約8,300万円)を超えている調達機関もみられた。また、例えば、同一府省のブロック機関5調達機関における平成17年度の文具用品類等の年間の契約件数を比較してみると、そのほとんどを単価契約により一括調達している4調達機関の契約件数は平均19件であるのに対し、単価契約によらず調達していた1調達機関の契約件数は128件となっている状況もみられた。

このように契約件数が少ないのは、一年間を通じた単価契約の場

合、年度当初に一度契約すれば足りるためであり、消耗品3品目の調達に当たっては、単価契約による一括調達が、契約件数を縮減し、事務の省力化を図る有効な手段であると認められる。

なお、単価契約による一括調達を推進している調達機関では、単価契約のメリットとして、①同じ月内に複数回発注しても支払事務は月1回となること、②消耗品の一品ごとの単価は安価なため、一般競争入札による調達を行う場合は相当量を取りまとめる必要があるが、単価契約の場合は年度分などの調達予定量を取りまとめることとなるため、一般競争入札による調達が容易となること、③コピー用紙やトナー類等の消耗品の総価契約によるまとめ買いの場合、相当の広さを持つ倉庫等の保管場所が必要となるが、単価契約によると、調達の際の仕様書において、保管場所の状況に応じて納入頻度を設定するなどにより大量に保管する必要がなくなることなどを挙げている。

(イ) 消耗品3品目の調達に係る一般競争契約の導入・拡大

調査した16府省213調達機関の消耗品3品目の調達に係る契約方式をみると、表2のとおり、i)各品目に係る物品全部を一般競争入札による契約（以下「一般競争契約」という。）のみにより調達している調達機関が、コピー用紙で13府省70調達機関（35.0%）、トナー類で10府省22調達機関（10.4%）、文具用品類等で3府省7調達機関（3.4%）みられた。

一方、ii)各品目に係る物品の一部を一般競争契約により調達しているが、少額随意契約も併用して調達している調達機関が、コピー用紙で10府省24調達機関（12.0%）、トナー類で12府省62調達機関（29.4%）、文具用品類等で13府省53調達機関（25.7%）みられ、中には、トナー類に係る少額随意契約による年間の調達額の合計が1億円を超えている調達機関もみられた。これらの調達機関においては、少額随意契約により調達している物品を一般競争契約により調達している物品と一括して購入することなどにより、一般競争契約による調達を拡大する必要があると考えられる。

また、iii)各品目に係る物品のすべてを少額随意契約のみにより調

達している調達機関が、コピー用紙で 11 府省 106 調達機関 (53.0%)、トナー類で 13 府省 127 調達機関 (60.2%)、文具用品類等で 12 府省 146 調達機関 (70.9%) みられ、いずれの品目についても過半数を超える調達機関が少額随意契約のみにより調達している。

このうち、各品目の年間の調達額の合計が少額随意契約の限度額である 160 万円を超えている調達機関が、コピー用紙で 8 府省 22 調達機関、トナー類で 12 府省 57 調達機関、文具用品類等で 12 府省 70 調達機関みられ、中には、トナー類に係る年間の調達額の合計が 7,000 万円を超えている調達機関もみられた。これらの調達機関においては、少額随意契約による調達を見直し、年間の単価契約で調達することなどにより、一般競争契約を導入する必要があると考えられる。

表 2 調査した 213 調達機関における消耗品 3 品目に係る契約方式 (平成 17 年度)

(単位：調達機関)

区 分	コピー用紙 (構成比)	トナー類 (構成比)	文具用品類等 (構成比)
各品目を一般競争契約のみにより調達している調達機関	70 (35.0%)	22 (10.4%)	7 (3.4%)
各品目の一部を一般競争契約により調達しているが、少額随意契約も併用して調達している調達機関	24 (12.0%)	62 (29.4%)	53 (25.7%)
各品目を少額随意契約のみにより調達している調達機関	106 (53.0%)	127 (60.2%)	146 (70.9%)
うち少額随意契約による年間の調達額の合計が 160 万円を超えている調達機関	22	57	70
小 計	200 (100.0%)	211 (100.0%)	206 (100.0%)
各品目を調達していない調達機関	13	2	7
合 計	213	213	213

(注) 当省の調査結果による。

イ 備品の調達の実施状況

調査した 16 府省 213 調達機関における備品 4 品目の調達状況をみると、1 週間ないし 3 週間程度の短い期間に同種の備品を少額随意契約に

より、数回から十数回にわたって調達し、その調達額の合計が少額随意契約の限度額である 160 万円を超えており、計画的な一括調達を行うことにより、一般競争入札に付すことが可能であったと考えられる例が、8 府省 16 調達機関においてみられた。

備品の調達に当たっては、文具用品類などの消耗品とは異なり、支出負担行為等取扱規則（昭和 27 年大蔵省令第 18 号）第 14 条の規定により、単価契約を行うことはできないが、計画的な一括調達を行うことにより、事務の省力化及びコストの削減を図る必要がある。また、一度に調達する数量を多くすることや類似の品目をまとめて調達することにより、調達額が 160 万円を超える場合には、一般競争入札に付す必要がある。

したがって、関係府省は、事務の省力化、契約の公正性の確保及びコストの削減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 消耗品の調達に当たっては、単価契約による調達などにより契約件数の縮減を推進するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進すること。（全府省）
- ② 備品の調達に当たっては、計画的な一括調達を徹底するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進すること。（内閣府、金融庁、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）

(2) 合同庁舎の維持・管理に係る契約方法の見直し等

合同庁舎に入居する官署は、合同庁舎の維持・管理に必要となる種々の経費を分担して負担している。合同庁舎の維持・管理に係る契約や支払の方法等については、統一的に規定した通達ではなく、それぞれの合同庁舎において、当該庁舎の統一的な維持・管理を行っている官署（以下「管理官署」という。）が中心となって各入居官署と協議の上、当該方法等を定めている。

今回、38 合同庁舎における合同庁舎の維持・管理に必要な役務、物品等の調達に当たっての考え方及び実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 合同庁舎の専用部分の維持・管理に必要な役務又は物品を共用部分で必要な役務又は物品と一括調達する余地があるとみられる例

合同庁舎の専用部分（各入居官署が専用使用する部分をいう。以下同じ。）で必要な役務又は物品については、それぞれの入居官署が調達することが一般的であるが、中には、各入居官署が共同で調達している共用部分（専用部分以外の合同庁舎の部分をいう。以下同じ。）で必要な役務又は物品と共通するものについて、一括調達を行うこととしている合同庁舎もある。共用部分と専用部分で共通する役務又は物品を一括調達することによって、事務の省力化やコストの削減を図ることが可能である。

合同庁舎における清掃業務及び蛍光管類の調達の実施状況についてみると、次のとおり、事務の省力化やコストの削減を図る余地のあるものがみられた。

(ア) 清掃業務の調達の実施状況

38 合同庁舎における清掃業務の調達に当たっての考え方及び実施状況をみると、専用部分の清掃業務を入居官署がそれぞれ調達することとしている合同庁舎が 20 庁舎（52.6%）、一部の入居官署の専用部分の清掃業務を共用部分の清掃業務と一括調達している合同庁舎が 1 庁舎（2.6%）、共用部分だけでなく入居官署の専用部分の清掃業務

を一括調達することとしている合同庁舎が 17 庁舎（44.7%）みられた。

合同庁舎の入居官署の中には、平成 17 年度まで当該官署の専用部分の清掃業務を独自に調達していたが、18 年度から共用部分と一括調達することによりコストの削減が図られた例がみられた。

今回調査した合同庁舎のうち 4 割強の庁舎において、共用部分と専用部分の清掃業務を一括調達することとしていることにかんがみ、専用部分の清掃業務を入居官署がそれぞれ調達することとしている合同庁舎にあつては、共用部分の清掃業務との一括調達を推進する必要があると認められる。

(イ) 蛍光管類の調達の実施状況

38 合同庁舎における蛍光管類の調達に当たっての考え方及び実施状況をみると、専用部分の蛍光管類を入居官署がそれぞれ調達することとしている合同庁舎が 22 庁舎（57.9%）、管理官署の専用部分の蛍光管類を共用部分の蛍光管類と一括調達している合同庁舎が 2 庁舎（5.3%）、共用部分だけでなく入居官署の専用部分の蛍光管類を一括調達することとしている合同庁舎が 14 庁舎（36.8%）みられた。

専用部分の蛍光管類を入居官署がそれぞれ調達することとしている合同庁舎の中には、共用部分と専用部分の蛍光管類を一括調達することとしている隣接する合同庁舎と比べ、調達単価が 3.6 倍割高となっている例がみられた。

今回調査した合同庁舎のうち 4 割弱の庁舎において、共用部分と専用部分の蛍光管類を一括調達することとしていることにかんがみ、専用部分の蛍光管類を入居官署がそれぞれ調達することとしている合同庁舎にあつては、共用部分の蛍光管類との一括調達を推進する必要があると認められる。

イ 合同庁舎の維持・管理に必要な役務、物品等の調達に係る事務の省力化を図る余地があるとみられる例

合同庁舎の維持・管理に必要な役務、物品等を調達するための契約の締結に係る事務手続やそれによって生じる支払に係る事務手続は、合同

庁舎によって区々となっており、今回調査した 38 合同庁舎においては、大別して、表 3 の事務手続が採られている。

表 3 合同庁舎の維持・管理に必要な役務、物品等に係る調達事務手続

契約に係る 決裁手続	契約者 (記名押印)	支払事務手続	合同庁 舎数
i) 全入居官署が それぞれ実施	全入居官署それ ぞれ	全入居官署が人員数や面積 などに応じ契約ごとに按分さ れた分担額を支払	15
ii) 管理官署のみ (各入居官署か ら受任) が実施	管理官署のみ	① 全入居官署が人員数や面 積などに応じ契約ごとに按 分された分担額を支払	13
		② 各入居官署が管理官署か らあらかじめ契約を割り振 られた契約についてのみ支 払	3
iii) 管理官署から あらかじめ契約 を割り振られた 入居官署のみが 実施	管理官署からあ らかじめ契約を割 り振られた入居官 署のみ	各入居官署が管理官署から あらかじめ契約を割り振られ た契約についてのみ支払	7

これらの方法について、事務の省力化の観点から比較すると、

- a) 契約の締結について、上記 i) の場合は、全入居官署がそれぞれ契約に係る決裁手続及び契約の締結（記名押印）を行うことが必要なのに対し、上記 ii) 又は iii) の方法を採用した場合は、管理官署のみ又はあらかじめ契約を割り振られた入居官署のみによる契約に係る決裁手続及び契約の締結で足り、それ以外の官署の事務手続は不要となり、
- b) 支払について、上記 i) 又は ii) ①の場合は、全入居官署が支払事務を行う必要があるのに対し、上記 ii) ②又は iii) の方法を採用した場合は、あらかじめ契約を割り振られた入居官署のみが支払事務を行えば足り、それ以外の官署は支払事務を行う必要がなくなるため、事務の省力化が図られることとなる。

例えば、現在、上記 i) の方法を採用している合同庁舎（5 官署が入居）が、上記 iii) の方法を採用した場合、1 官署当たりの年間決裁件数は、契

約締結に係るものが 38 件から 7.6 件に、支払に係るものが 251 件から 50.2 件にと、それぞれ 5 分の 1 に縮減されることとなる。

したがって、関係府省は、事務の省力化及びコストの削減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 合同庁舎の共用部分と専用部分の維持・管理に共通して必要な役務又は物品を、専用部分については入居官署がそれぞれ調達することとしている合同庁舎の管理官署及び入居官署は、共用部分との一括調達を推進すること。(内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)
- ② 合同庁舎の維持・管理に必要な各種の役務、物品等の調達契約それぞれについて、全入居官署が契約に係る決裁手続等をそれぞれ行っている合同庁舎又は全入居官署が契約ごとに按分された分担額を支払っている合同庁舎の管理官署及び入居官署は、役務、物品等の調達に係る各入居官署の事務の省力化が図られるよう検討すること。(内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)

(3) 競争性の確保

物品、役務等の調達に当たっては、前述（項目1－(1)事務用品の一括調達の推進）のとおり、一般競争入札に付すことが原則とされており、役務の調達の場合、少額随意契約の限度額は100万円とされている。

一般競争入札に付そうとするときは、「行政効率化推進計画」において、競争性を確保するため、調達物の仕様の設定や仕様書の作成において競争を事実上制限するような内容にならないよう十分留意して適切な競争参加資格等を設定すること等とされている。

また、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号）においても、①仕様書は、競争を事実上制限するような内容としてはならないこと、②少額随意契約であっても、特に合理的な理由なく分割されているもの等については、これらを一括するなどして一般競争入札に付すこととしなければならないこと、③電力供給等に係る契約においては、供給を行うことが可能な業者が一の場合に限り随意契約ができることが示されている。

今回、16府省213調達機関における消耗品3品目、備品4品目、燃料及び公用車（以下これらを合わせて「共通物品」という。）並びに11府省に係る51庁舎における庁舎の維持・管理に係る役務の調達の実施状況及び庁舎の電力供給に係る一般競争入札の導入状況について調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 商品を特定することや仕様を細かく定めることなどにより競争を制限している例

物品の調達契約の中には、特段の理由が無いにもかかわらず、商品を特定したり、入札参加条件や仕様を細かく定めることにより、競争を制限しており、競争性が確保されていない例が、次のとおりみられた。

- (ア) コピー用紙の調達に当たり、商品を特定し、少額随意契約で調達している例が1府省1調達機関みられた。当該調達について、同一市内に所在し、かつ、当該調達機関より調達量の少ない他調達機関の契約単価と比較した場合、コピー用紙1箱当たりの単価はA4判の場合で

2.25倍、A3判の場合で1.79倍となっており、当該調達機関が上記他調達機関の契約単価で調達していたと仮定した場合、調達額の54%（286万円）の縮減が可能であったと考えられる。

- (イ) ガソリン等の調達に当たり、一般競争入札に付しているものの、入札参加資格として、特定銘柄を取り扱い、かつ、当該調達機関から半径1km以内に直営店を有することを条件としているため、1社のみの応札となっている例が1府省1調達機関みられた。
- (ウ) 公用車の調達に当たり、一般競争入札に付しているものの、仕様書で、排出ガス規制に適合すること、燃費が一定レベル以上であること及び主要諸元等を細かく定め、特定メーカーの特定車種しか適合しない内容とし、これを扱う1社のみの応札となっている例が1府省2調達機関みられた。

イ 複数の少額随意契約を一括することにより一般競争入札に付すことが可能とみられる例

庁舎の維持・管理に係る役務調達の中には、役務の内容が同じであるため契約を一括することで一般競争入札に付すことが可能となるにもかかわらず、特段の理由なく分割して契約するなど競争性が確保されていない例が、次のとおりみられた。

- (ア) 庁舎の共用部分に係る清掃業務の調達に当たり、床の掃き掃除等の日々の清掃業務と床洗浄ワックス掛け等の定期的な清掃業務をそれぞれ同一の業者から少額随意契約により調達しているが、それぞれの契約金額を合計すると少額随意契約の限度額である100万円を超える庁舎が3庁舎（2府省）みられた。
- (イ) 年間2回実施することが予定されている庁舎の害虫駆除消毒業務を、前期と後期の2回、それぞれ同一の業者から少額随意契約により調達しているが、それぞれの契約金額を合計すると少額随意契約の限度額である100万円を超える庁舎が1庁舎（1府省）みられた。

ウ 電力供給契約の締結に当たり一般競争入札に付すことが可能とみられる例

今回調査した51庁舎については、契約電力等からみて電力小売自由

化の対象（特別高圧電線路又は高圧電線路から受電し、契約電力が 50kW 以上）となっており、特定規模電気事業者を含めた一般競争入札が可能であるにもかかわらず、電力供給契約の締結に当たって一般競争入札に付すことなく、一般電気事業者と随意契約を行っており、競争性が確保されていない例が 17 庁舎（7 府省）みられた。

電力供給契約に当たり一般競争入札に付している庁舎の中には、平成 17 年度から一般競争入札に付したことにより、16 年度と比べて、1 kWh 当たりの料金では 7.9% 節減され、年間使用電力量がわずかに増加しているにもかかわらず、年間支払金額が 954 万円減少している例がみられた。

なお、平成 19 年 5 月 17 日に、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）が成立し、国は、電力供給契約の締結に当たり一般競争入札に付す場合においても、温室効果ガス等の排出の削減に重点的に配慮すべきこととされた。

したがって、関係府省は、事務の省力化、契約の公正性の確保及びコストの削減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 物品の調達においては、仕様の設定内容等が競争を事実上制限するような内容とならないよう徹底すること。（総務省、国土交通省）
- ② 庁舎の維持・管理に係る役務契約において、複数の随意契約を一括することにより一般競争入札に付すことができるものについては、一括し、一般競争入札に付すよう徹底すること。（農林水産省、経済産業省、国土交通省）
- ③ 電力小売自由化の対象となっている庁舎の管理官署は、庁舎の電力供給契約の締結に当たり、一般競争入札に付すよう徹底すること。（宮内庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）

2 調達事務の集約化の推進

各省各庁の長（各府省大臣等）は、会計法第 10 条においては、その所掌に係る支出負担行為（財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 34 条の 2 第 1 項で定める国の支出の原因となる契約その他の行為）に関する事務を管理する旨が、会計法第 29 条においては、会計法第 10 条によるほか、売買、賃借、請負その他の契約に関する事務を管理する旨が、それぞれ規定されており、予算の執行等のための調達等に係る契約を行う権限を有している。

しかしながら、各省各庁の長がすべての契約に関する事務を自ら行うことは不可能であるため、会計法第 13 条及び第 29 条の 2 において、支出負担行為に関する事務及び契約に関する事務を各省各庁に所属する職員に委任し、又は分掌させることができる旨が規定されており、各府省においては、それぞれの訓令等内部規程により、支出負担行為等に関する事務を行う支出負担行為担当官及び契約担当官、又はこれらの事務を分掌する職員の官職を指定している。

なお、支出負担行為担当官の中には、所掌する支出負担行為が補助金、交付金、委託費の交付等に限定され、物品、役務等の調達に係る事務を行っていないものもある。

一方、「電子政府構築計画」（平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）別添「内部管理業務の業務見直し方針」においては、「各府省、各局、各課ごとに処理されている業務のうち、一箇所で集中的に処理する方が効率的なものについては、業務処理の一元化・集中化を図る。」とされており、行政の減量・効率化を推進する観点から、調達に係る事務の集約化を推進することが求められている。

また、「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定。平成 18 年 6 月 16 日及び同年 12 月 26 日一部改正）においては、「電子政府構築計画」に基づき新たに共通的なシステムが構築される内部管理業務（人事・給与等、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費等の業務）については、同計画等に基づき、新システムへの移行及びそれに伴う業務改革を行い、実質的に 4 割以上の効率性の向上を図り、当該業務に係る定員の 3 割以上の削減を行うこととされている。

このような調達に係る事務の集約化の取組の例として、地方公共団体の中には、従来、各部課において分散して行われていた物品調達等の業務について、新たに設置した総務事務センターに集約化し、人員配置の見直し・削減や経費の節減を図っているところがみられる。また、海外の例をみると、大韓民国政府においては、政府、地方公共団体及び政府出資法人の各機関は、1億ウォン（約1,250万円）以上の物品や役務の調達を行う場合、財政經濟部調達庁に委任することが義務付けられており、同庁が一元的に調達を行うことにより、i) 大量調達による価格の低減、ii) 専門性の高い職員が調達を行うことによる経済的、効率的な調達の実施、iii) 調達手続の透明性の向上と不正の防止等において大きな成果を挙げているとしている。

今回、16本府省の16内部部局及び14外局（9府省）の14内部部局、本府省内部部局と同一敷地内や近隣（以下「同一敷地内等」という。）に所在する審議会等、施設等機関及び特別の機関（以下「施設等機関等」という。）15機関（5府省）並びに地方支分部局等（施設等機関及び特別の機関の地方機関を含む。）125機関（12府省）の合計16府省170機関における調達機関の設置状況及び共通物品の調達の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 調達機関の集約化の推進

(ア) 同一機関内に複数の調達機関を設置している例

調査した16府省170機関における調達機関の設置状況をみると、8府省20機関（8府省10内部部局及び4府省10地方支分部局等）では、一般会計と特別会計の両方を所管していること等から、会計別に調達機関が設置されているなど、会計主管課以外にも調達機関（本府省又は外局の内部部局に設置されたものが33、地方支分部局等に設置されたものが10の計43調達機関）が設置されている。これら8府省20機関の中には、①本府省の内部部局内のほとんどの部局に計14調達機関が設置され、トナー類についてはそれぞれが独自に調達している例や②特別会計を担当する定員7人分のみの調達を行う調達機関が設置されている例などもみられた。

一方、一つの調達機関で当該機関すべての調達を実施している残りの150機関のうち、一般会計と特別会計の両方を所管又は特別会計を複数所管しているものが38機関（5府省6内部部局、1府省1施設等機関等及び6府省31地方支分部局等）みられた。

- (イ) 同一敷地内等に所在する複数の調達機関間において共同調達を実施している例及び本府省の会計主管課等が当該府省の外局又は施設等機関等分の物品等を併せて調達している例

調査した16府省170機関には、計213の調達機関が設置されており、これら調達機関における共通物品の調達の実施状況をみると、事務の省力化、コストの削減等の観点から、本府省の会計主管課等が主体となり、コピー用紙や文具用品類などの消耗品について、同一敷地内等に所在する外局や施設等機関等との連名で単価契約を締結するなど共同調達を実施しているものが3府省で計18調達機関（14本府省内部部局、1外局、1施設等機関等及び2地方支分部局等）みられた。

また、同一敷地内等に所在する外局や施設等機関等で調達機関が設置されていないものの調達も本府省の会計主管課が併せて実施しているものが11府省で計34調達機関みられ、中には、定員500人を超える施設等機関等に係る調達を本府省の会計主管課等に集約して実施しているものもみられた。

一方、共同調達を実施していない15府省195調達機関のうち、同一敷地内等に同一府省の調達機関が複数設置されているものが9府省118調達機関みられた。これらの調達機関の中には、①本府省の会計主管課と同一建物内に所在する外局の調達機関におけるコピー用紙の契約単価が、本府省の会計主管課の契約単価と比較して1.7倍から1.9倍と割高になっており、両者の連名の単価契約による共同調達を実施していたと仮定した場合、外局の調達額の47%（388万円）の縮減が可能であったと考えられる例や②同一機関内の2調達機関が同一日に同一物品（机及び椅子）を各々少額随意契約により調達していることから、これらについて連携を図り計画的に共同調達を実施していたと仮定した場合、一般競争入札による調達が可能であったと考えられる例などもみられた。

上記(ア)及び(イ)のような実態を踏まえれば、同一機関内に複数の調達機関を設置している場合や同一府省の複数の調達機関が同一敷地内等に所在している場合には、一箇所で集中的に処理する方が効率的と考えられ、調達機関を会計主管課等に集約化することについて検討する必要があると認められる。また、調達機関の集約化が難しい場合には、相互に連携を図ることが効率的と考えられ、複数の調達機関が連名で契約するなど共同調達を推進する必要があると認められる。

イ 上部機関への調達事務の集約化の推進

調査した 12 府省の地方支分部局等 125 機関における共通物品の調達事務の上部機関への集約化の状況をみると、府県単位機関又は府県より細分化された単位で設置された機関などにおける調達事務を上部機関（本府省、ブロック機関又は府県単位機関）に集約化する取組を行っている府省がある一方で、集約化の取組を行っていない府省がみられた。

管内の下部機関の調達事務を集約化して行うこととしているブロック機関の中には、管内の下部機関における調達事務が減少したこと等に伴い、管内の下部機関の会計等担当課の定員を 10 人削減する一方、集約化により事務が増加することとなるブロック機関の会計担当職員について非常勤職員 1 人を増やすにとどめているなどの例がみられた。

このような実態を踏まえれば、下部機関における調達事務を上部機関において一箇所で集中的に処理することにより事務の省力化が図られると考えられ、調達事務の上部機関への集約化を推進する必要があると認められる。

したがって、関係府省は、事務の省力化及びコストの削減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 同一機関内に複数の調達機関を設置している府省や複数の調達機関が同一敷地内等に所在している府省は、複数の調達機関を会計主管課等に集約することを検討するとともに、集約化が難しい場合には複数の調達機関が連名で契約するなどの共同調達を推進すること。（内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛

省)

- ② 地方支分部局等を設置している府省にあつては、地方支分部局等における調達事務の上部機関への集約化を推進すること。(内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)

3 適正な物品管理の推進

各府省では、物品管理法（昭和 31 年法律第 113 号）、物品管理法施行令（昭和 31 年政令第 339 号）及び物品管理法施行規則（昭和 31 年大蔵省令第 85 号）に基づき、物品管理に係る規程を整備し、物品管理を行っている。

物品管理法第 36 条等では、物品管理簿等の帳簿を備え、物品の分類、細分類及び品目ごとに、物品の増減等の異動数量、現在高その他物品の異動に関する事項及びその他物品の管理上必要な事項を各府省の定めるところにより記録しなければならないとされている。物品の管理を計画的、効率的、かつ、適正に行うためには、物品の数量や現況を正確に把握しておくことが必要である。

また、物品管理法第 16 条では、物品の効率的な供用又は処分のため必要があると認めるときは、管理換（物品管理官の間において物品の所属を移すこと。）をすることができるかとされている。物品が当該機関において不用となった場合であっても、物品の有効活用が図られるよう、速やかに、必要な措置を講ずることが求められる。

さらに、物品管理法第 27 条等では、供用及び処分の必要がない物品について管理換若しくは分類換（物品をその属する分類から他の分類に所属を移すこと。）により適切に処理をすることができないとき、又は供用及び処分をすることができない物品があるときは、これらについて不用の決定を行い、売払いや廃棄等を行うことができるとされている。

今回、12 府省の地方支分部局等 159 機関における物品管理の状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 物品の数量や現況が把握されていない例

物品管理簿等に物品の異動を適切に記録していない、又は物品の現況把握を行っていないため、物品管理簿等上の記載内容と実態が一致しておらず、物品の数量や現況が正確に把握されていない例が 7 府省 19 機関でみられた。中には、トラクター 2 台（取得価格：2,224 万円）の所在が不明となっている機関もみられた。

イ 使用する見込みのない物品を長期間保管している例

物品が更新等により不用となったにもかかわらず、管理換などによる有効活用方策が講じられず、また、売払いや廃棄等の処分も行われないうまま、使用する見込みのない物品を長期間保管している例が8府省 12 機関で見られた。中には、使用されなくなったワードプロセッサ 188 台を保管している機関もみられた。

したがって、関係府省は、適正に物品管理を行う観点から、必要に応じ物品の現況把握を行い、物品管理簿等の帳簿への物品の異動の記録を適切に行うとともに、不用となった物品が生じた場合には、速やかに、管理換や分類換による有効活用の検討を行い、有効活用の途がないものについては、売払いや廃棄など処分の方針を決定する必要がある。(公正取引委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省)

4 公用車の効率化の推進

国の行政機関では、多数の公用車が配置され使用されている。各行政機関が使用している公用車は、当該行政機関が保有しているもののほか、リース車やハイヤーを借上げているものもある。また、公用車の運転は、専任の運転手が行っている場合と、一般職員（運転手以外の職員をいう。以下同じ。）が行っている場合がある。

一般に、自動車を保有する場合、その取得に係る費用のほかに、使用の頻度にかかわらず、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく継続検査（車検）に係る費用、自動車重量税その他の維持・管理に係る費用が必要であり、また、自動車の運転のために専任の運転手を配置すると、費用は更に増えることとなる。

公用車については、「今後の行政改革の方針」及び「行政効率化推進計画」において、各府省が保有する公用車のうち「運転手付で専ら人の移動用の庁用乗用自動車」について、平成 15 年度から 25 年度までの間に約 600 台削減するとされている。多くの府省は、それぞれの行政効率化推進計画において削減予定台数を定め、公用車の削減に取り組んでいる。また、「行政効率化推進計画」においては、公用車について、「共用利用の一層の推進等さらなる効率的な運用に努めるとともに、アイドリングストップや低公害車の導入等による燃料費の節減、運転業務の民間委託等により、経費の削減を図る。」とされている。

一方、「行政効率化推進計画」におけるこれらの公用車の効率化の取組は、平成 19 年度に見直すとされている。

今回、16 府省 194 機関で使用されている公用車（不法無線等監視車等専ら特殊な用途に用いられるものを除く。）1,991 台（本府省等（本府省の内部部局、本府省の内部部局と同一敷地内に所在する審議会等、特別の機関及び施設等機関並びに外局の内部部局をいう。以下同じ。）で使用されているものが 894 台、地方支分部局等で使用されているものが 1,097 台）の使用の実態を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 公用車の削減又は有効活用を図る余地があるとみられる例

(ア) 運転手の人数より車の台数が多く、公用車の削減又は一般職員の運転による有効活用を図る余地があるとみられる例

本府省等において、公用車は、専任の運転手が配置され、一般職員による運転はほとんどみられない。

一方、調査した地方支分部局等 159 機関においては、公用車について、
i) 専任の運転手がおらず、一般職員が運転している機関が 9 府省 67 機関 (42.1%)、ii) 専任の運転手はいるが、一般職員も運転している機関が 9 府省 69 機関 (43.4%)、iii) 専任の運転手のみが運転している機関が 4 府省 23 機関 (14.5%) となっている。

専任の運転手のみが公用車を運転している 23 機関において、運転手の人数と公用車の台数とを比較すると、運転手の人数より公用車の台数が多い例が 3 府省 6 機関で計 10 台みられ、これらは常時遊休化しており、削減を図る余地があると認められる。

ただし、これらの 3 府省 6 機関においては、公用車の代替としてタクシーを使用しており、中には、タクシーを年間約 800 万円分使用している機関もみられる。このため、一般職員が遊休化している公用車の運転を行うことで公用車を有効活用し、タクシー等の代替手段の経費を削減する余地があると認められる。その際に、公用車に要する費用と他の代替手段に係る費用とを比較考量し、削減額が多い手段を選択する必要がある。

なお、上記の削減又は有効活用を図る余地がみられる 10 台の公用車は、「行政効率化推進計画」において、削減の検討対象とされていない（この項の(イ)及び(ウ)の削減又は有効活用を図る余地がみられる公用車についても同様に削減の検討対象とされていない。）。

(イ) 運行管理の方法の見直しにより、公用車の削減又は有効活用を図る余地があるとみられる例

調査した地方支分部局等 159 機関において、業務の都合等から公用車を使用する各部局が独自に運行管理を行っている機関が 6 府省 31 機関みられた。これらの運行管理に係る公用車の中には、平成 17 年度の年

間走行距離が 4,000 km（国土交通省の調査による自家用乗用車の年間平均走行距離 1 万 575 kmのおおむね 4 割程度）未満と使用が低調となっているものが 24 台（4 府省 8 機関）みられた。これらについては、部局単位ではなく、当該機関全体で公用車を使用するなど運行管理の方法を見直すことで、当該機関の公用車全体として使用の効率化を図り、公用車を削減する余地があると認められる。

ただし、これらの 4 府省 8 機関の中には、使用していない公用車があるにもかかわらず、タクシーやレンタカーを使用している機関もみられ、運行管理の方法を見直し、使用が低調な公用車の有効活用を図ることで、タクシー等の代替手段の経費を削減する余地があると認められる。その際に、公用車に要する費用と他の代替手段に係る費用とを比較考量し、削減額が多い手段を選択する必要がある。

なお、本府省等においては、本府省が外局等の公用車も含めて一元的に運行管理を行うことや、幹部職員の専用車の一部を機関全体で使用する共用車とすることにより、公用車の効率的な使用を図っている例がみられた。

(ウ) その他公用車の削減を図る余地があるとみられるもの

調査した地方支分部局等 159 機関の公用車 1,097 台には、平成 17 年度の走行距離が 4,000 kmに満たないものが 127 台（11.8%）みられた。これらの中には、上記ア及びイにおいて削減又は有効活用を図る余地があるとした公用車以外であって、平成 17 年度の使用日数が、おおむね週一回の使用となる 50 日に満たず使用が低調となっているものが 5 府省 7 機関で 7 台みられた。また、平成 18 年 4 月から 10 月までの 7 か月間でほとんど使用されていなかったものも 2 台みられた。

さらに、平成 17 年度の走行距離が 4,000 kmを超えていても使用日数が 50 日に満たないものや、使用日数が 50 日以上であっても走行距離が 4,000 km未満の公用車があり、タクシーやレンタカーなど代替手段を活用することで、削減を図る余地があるとみられるものが 3 府省 6 機関で 6 台みられた。

イ 使用実績に基づく公用車の効率化の検討

調査した 194 機関では、公用車の使用実績について、それぞれ内部規程等に基づき運転日報等を作成することとしており、中には、記録された使用実績を基に、公用車の削減や有効活用方策の検討を行っている機関もみられる。しかしながら、地方支分部局等の公用車については、使用実績に基づく削減や有効活用方策の検討はほとんど行われていない。

公用車の削減又は有効活用方策を検討する上では、公用車の使用実績に基づき、代替手段の導入や一般職員による運転の実施あるいは公用車の運行管理の方法の見直しなどの検討を行うことが重要である。

なお、調査した地方支分部局等 159 機関の中には、公用車の使用の実績を適切に記録しておらず、使用実績を勘案した削減や有効活用方策の検討に活用できない例が 2 府省 3 機関においてみられた。

したがって、関係府省は、公用車の効率的な使用を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 使用が低調なもの等について、代替手段の導入や一般職員による運転の実施あるいは運行管理の方法の見直しなどにより、削減又は有効活用すること。(国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)
- ② 使用実績を把握の上、これに基づき、代替手段の導入や一般職員による運転の実施あるいは運行管理の方法の見直しなどの検討を行い、公用車の効率化を推進すること。(内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)

5 旅費事務の見直し等

(1) 旅費事務の効率化の推進

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号。以下「旅費法」という。）第 3 条第 1 項においては、国家公務員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給するとされている。

政府においては、会計事務の適正化、効率化を図るため、会計事務の機械化が行われており、官庁会計事務データ通信システム（Governmental Accounting affairs Data Communication Management Systems。以下「ADAMS」という。）の導入が進められている。官署支出官が設置されている官署にはすべて ADAMS が導入されており、官署支出官による支払はすべて ADAMS による中央集中払いとなっている。ただし、ADAMS 導入官署であっても資金前渡官吏が取り扱う経費については、資金前渡官吏が現金又は口座振込により支払を行っている。

（注） 官署支出官は、ADAMS が導入された官署において支出の決定を行う職員。資金前渡官吏は、交通通信の不便な地方で支払う経費、庁中常用の雑費その他の経費の性質上現金の支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費の支払いをするため必要な資金を交付される職員

一方、「電子政府構築計画」に基づき、IT 導入による業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進するため、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」（平成 16 年 9 月 15 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）が策定されており、当該計画においては、旅費を含むすべての支払について、現金支払から振込へ切り替えるとされている。

なお、国家公務員の給与支給は資金前渡官吏から行われており、平成 18 年 3 月には、口座振込がほぼ 100%となっている。

今回、旅費支給を行っている 16 府省の 148 機関（本府省等 20 機関、地方支分部局等 128 機関）における、平成 18 年 1 月から 6 月までの間の職員に対する旅費の支給状況について調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 旅費の口座振込が可能であるにもかかわらず、現金払を行っている例
調査した 148 機関のうち、本府省等の 19 機関及び地方支分部局等の

95 機関の計 114 機関では、官署支出官が ADAMS を通じて口座振込で旅費を支給しており、それ以外の 34 機関では、資金前渡官吏が旅費を支給している。

しかしながら、資金前渡官吏が旅費を支給している 34 機関のうち、合理的な理由がないにもかかわらず、職員に対する旅費支給を現金で行っている機関が 5 機関（2 府省）みられた。これらの機関においては、支給する現金の金種別の整理、日本銀行等からの現金の受取り、現金出納簿への記載、受領の確認（押印）等の現金での支給に伴う事務が発生している。

なお、残りの 29 機関では、事務の省力化及び現金の取扱いに伴う事故防止の観点から、旅費支給を口座振込で行っている。

イ 受領代理人の口座に振り込み、受領代理人が出張した職員に現金を手交する煩さな事務を行っている例

調査した 148 機関のうち、口座振込で旅費を支給している 143 機関の中には、合理的な理由がないにもかかわらず、出張した職員の口座に振り込まずに、各課室の庶務担当者を当該課室職員の旅費の受領代理人とし、受領代理人の口座に旅費を振り込んでいる機関が 9 機関（4 府省）みられた。

これらの機関においては、各職員が旅費の受領権限を各課の庶務担当者に委任するため、毎年度又は異動があった都度、受領代理人に委任状を提出している。また、旅費の支給の手順は、受領代理人が自身の口座に振り込まれた金額の引出し、金種別の整理、現金の袋詰め及び現金の手交を行い、旅費を受領した職員が受領書への押印を行っており、出張した職員の口座に旅費を直接振り込む場合に比べ、事務が煩さなものとなっている。

したがって、関係府省は、職員に対する旅費の支給方法について、事務の省力化及び事故防止の観点から、現金払及び受領代理人の口座への振込を見直す必要がある。（総務省、厚生労働省、国土交通省、環境省、防衛省）

(2) 旅費の節減の取組の徹底

旅費法第7条においては、国費の適正な支出を図るため、「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。」とされている。

また、「行政効率化推進計画」では、主要な取組の一つとして出張旅費の効率化が挙げられ、「出張を行う際には、割引制度等の情報の収集に努め、その最大限の利用を図るものとする。(中略)各府省は、上記内容を周知徹底し、以って出張旅費の効率的な使用を図るものとする。」とされ、府省別の行政効率化推進計画においても、出張旅費の効率化が取り上げられている。

旅費法を所管する財務省は、旅費の節減に資するため、各府省に対し、「パック料金による出張の場合の旅費の調整について」(平成17年3月25日付け財務省主計局給与共済課)、「各省庁における出張旅費の節減の例」(平成17年7月8日付け財務省主計局給与共済課長)を通知し、旅費の節減を求めている。

また、財務省は、会計検査院による旅費の不適切な請求等の事例についての指摘(平成17年11月)及び参議院本会議における内閣に対する警告の決議(平成18年6月)を踏まえ、「旅費予算の適正な執行について」(平成17年11月11日付け財務省主計局司計課長・給与共済課長)及び「出張に係る旅費の過大支給の再発防止について」(平成18年6月19日付け財務省主計局司計課長・給与共済課長)により、各府省に対し、旅費の厳正な執行を図るため、出張する職員が割引航空券やパック商品を利用しやすい環境を整えることや出張計画書等での割引航空券やパック商品の利用予定の確認、これらが利用されていない場合の理由の確認等を求めるとともに、関係職員への周知徹底を図るよう依頼している。

今回、16府省の184機関(本府省等19機関、地方支分部局等165機関)における旅費の節減の取組状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 旅費の節減の取組状況

各府省は、それぞれの行政効率化推進計画や財務省の通知に基づき旅費の節減に取り組んでいるが、各府省の取組には、次のような差異がみられた。

- (7) 平成 16 年 6 月に「行政効率化推進計画」が策定され、府省別の行政効率化推進計画においては、「出張により航空機を利用する際には、割引制度の情報の収集に努め、その最大限の利用を図るものとする。」等とされている。

しかし、府省別の行政効率化推進計画における出張旅費の効率化について、個別に府省内に周知を図った府省又は関係規程に反映させた府省は 9 府省であり、残り 7 府省は、当該計画全体の周知にとどまっている。また、割引航空券やパック商品については、14 府省はそれらを利用するよう府省内に周知を図っているが、2 府省はパック商品を利用した場合の旅費の調整方法を周知したのみで、割引航空券等を利用するよう府省内への周知を行っていない。

- (イ) 財務省が示した、出張計画書等によるパック商品や割引運賃の利用予定の確認についてみると、航空機利用の出張の場合に実施しているのは 9 府省、鉄道利用の出張の場合に実施しているのは 2 府省となっている。

また、航空機利用の出張について、割引航空券等を利用していない場合の理由書を徴収しているのは 10 府省となっている。

- (ウ) 平成 18 年 6 月 19 日に財務省から旅費の執行に関する通知があったにもかかわらず、当該府省の外局等のいずれにも送付していないため、これらの機関では、財務省が示した、新幹線及び在来線を利用したパック商品や回数券の利用促進を図るための出張計画時における利用予定の確認の方法を全く承知しておらず、財務省が示している取組を実施していない例がみられた。

イ パック商品等の利用状況

地方支分部局等における、平成 18 年 1 月から 6 月までの 6 か月間の割引運賃制度やパック商品の利用状況をみると、次のとおり、地方支分

部局等にも取組が徹底され多数利用されている府省がみられる一方、一部の地方支分部局等で利用されているものの、一層の利用を図る余地があるとみられる府省がある。

- (ア) 航空機利用の出張において、割引航空券やパック商品を利用して出張する場合、例えば、札幌・東京間の出張では、普通運賃による場合に比べ、出張1件当たり約1万円から2万円以上の旅費の節減が可能となっており、割引航空券やパック商品は、旅費の節減を図るための重要な手段の一つとなっている。

今回調査した12府省の地方支分部局等165機関のうち、平成18年1月から6月までの6か月間に航空機利用の出張が10件以上あったのは12府省57機関あり、この57機関における、航空機利用の出張件数に占める割引航空券又はパック商品の利用割合をみると、50%に満たない機関が7府省17機関みられるなど、一層の利用を図る余地があるとみられる。

また、割引率の低い往復割引航空券を割引運賃制度の利用として認めており、他の割引航空券の利用まで求めていない機関や、パック商品や割引運賃制度が利用できると思込まれる出張について、パック商品等を利用していない出張がある機関がみられる。

- (イ) 鉄道利用の出張の場合についても、パック商品を利用することで旅費の節減が可能であり、例えば、平成18年1月から6月までの6か月間の44件の出張で鉄道を使用したパック商品を利用し、普通運賃による場合に比べ、出張1件当たり約4,000円（合計約17万5,000円）の旅費節減の効果を上げている機関がみられた。

今回調査した12府省の地方支分部局等165機関について、平成18年1月から6月までの6か月間の出張で、鉄道を使用したパック商品を利用している機関は5府省26機関にとどまっている。

また、鉄道運賃については、利用できる割引運賃制度があるにもかかわらず、旅費業務担当職員がそれらを承知していない等のため、普通運賃で旅費を支給している機関が7府省18機関みられた。

- (ウ) 地方支分部局等の中には、本府省からパック商品を積極的に使用する

るよう指示がないなどとして職員に利用を求めているものが2府省6機関みられた。

ウ 効果的な旅費の節減のための新たな取組の推進

パック商品等の利用は、旅費節減に有効であるが、パック商品等を効果的に利用するためには、パック商品等に関する情報収集、多様な商品について比較検討・選択をした上で、乗車券等の手配・購入が必要となる。各機関においては、利用する商品の選択は出張する各職員が行っているのが現状であり、その負担は大きく、非効率である。また、旅費事務担当者の確認等の負担も大きい。

また、出張で利用するパック商品等の選択を各職員が行っているため、同一の用務先・旅程の出張でも、利用したパック商品等が職員によって区々となっており、旅費の節減額に差異のある例がみられた。

なお、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」では、旅費業務について、旅行命令、旅費の請求、出張報告、支出負担行為決議、支出決議等は、最適化の対象とされているが、パック商品等の検索や乗車券等の手配は対象とされていない。

一方、地方公共団体や国立大学法人の中には、旅費業務の効率化を図るため、旅行の経路選定や乗車券等の手配を含めた出張関係業務を民間事業者にアウトソーシングし、省力化と旅費の節減を図っている例がみられた。

エ その他旅費の節減を図る必要がある例

旅費法第46条第1項においては、通常必要としない旅費などの減額調整について規定されており、出張の旅程に通勤経路が含まれる場合、通勤経路上の交通費については、通勤手当が支給されているため、旅費の調整を行う必要があるが、地方支分部局等において、減額調整に係る事務が煩さであるなどとして、これを実施していない機関が9府省31機関みられた。

また、至近距離の徒歩区間に旅費を支給している例も1府省1機関みられた。

したがって、各府省は、旅費の節減の観点から、旅費の効率化の取組に関する通知・文書の内容の周知、パック商品や割引運賃制度の積極的な活用などにより、旅費節減の取組を徹底する必要がある。

また、各府省は、パック商品等の効率的な情報収集や乗車券の手配等について、アウトソーシングを含め検討する必要がある。

6 行政効率化の一層の推進

政府においては、「行政効率化推進計画」に基づき行政の効率化を推進してきており、行政の効率化に向けた不断の努力を行い、各府省の行政効率化推進計画に基づき行政効率化を推進することとし、「今後の行政改革の方針」においても、行政効率化の推進が決定されている。

また、国の行政機関の定員については、「国の行政機関の定員の純減について」（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定）において、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間で 5 %以上の純減を行うことが決定されている。

第 166 回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説（平成 19 年 1 月 26 日）においても、国や地方の無駄や非効率を放置したまま、国民に負担増を求めることはできないとし、徹底してぜい肉をそぎ落とし、「無駄ゼロ」を目指す行政改革を進めるとしており、行政の効率化の取組については、今後とも一層推進することが求められている。

今回、各府省における行政効率化推進計画の取組状況及び物品・役務の調達、庁舎の維持・管理、旅費支給等の府省共回事務の実施体制、並びに地方公共団体、民間企業等における同様の共回事務の効率化の取組状況について調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 行政効率化推進計画の周知徹底

各府省における、行政効率化推進計画の周知状況についてみると、行政効率化推進計画を地方支分部局等に対し周知し、当該計画についての取組を指示している府省（5 府省）がみられるが、i）計画の周知すらしていない府省（1 府省）や、ii）計画を省内 LAN への掲示やメールでの送付で周知しているのみで、特段の取組を指示していない府省（10 府省）がみられた。このようなこともあって、地方支分部局等における行政効率化推進計画に基づく取組は、総じて低調である。

イ 府省共回事務の実施体制の見直し

各府省においては、会計法等に基づき、必要な会計機関が設置されており、調達については調達機関が、また、調達に伴う支払や旅費支給等の支払については官署支出官や資金前渡官吏等が、それぞれの府省の実情に応

じ、本省内部部局のほか、外局、地方支分部局など種々の機関に設置され、これらの会計機関における事務を行うために必要な職員が配置されている。

項目 1、項目 2、項目 4 及び項目 5 において、物品・役務の調達事務の省力化及び集約化、旅費支給方法の見直し等を指摘したが、これらの指摘についての必要な改善措置を講ずることにより、物品・役務の調達事務など府省共通事務を担当する部門について、実施体制の見直し・合理化を行うことが必要である。

ウ 地方公共団体等における先進的な取組

地方公共団体や民間企業においては、項目 1、項目 2、項目 4 及び項目 5 において個別に指摘した事項以外についても、内部管理業務の合理化など共通事務に関する先進的な取組が行われている。

地方公共団体の中には、従来、各部課において分散して行われていた、人事・給与、共済、福利厚生、財務会計、物品調達、旅費等の業務を集約化して行う総務事務センターの設置等の事務の集約化やこれに伴う業務のアウトソーシング等に取り組み、人員配置の見直し・削減や経費の節減を図っているところがみられる。

また、民間企業においても、人事・総務関係業務について、分散して行われていた業務を集約し別会社で一元的に行うなど、事務の効率化に取り組み、職員の削減や経費節減を図っている例がみられる。

なお、海外では、大韓民国政府において、政府、地方公共団体及び政府出資法人の各機関が一定金額以上の調達を行う場合、財政経済部調達庁に調達を委任することが義務付けられており、また、政府の機関が入居する合同庁舎の維持・管理が政府庁舎管理所で一元的に行われている。

国の機関においても、地方公共団体や民間企業等の先進的な取組を参考に、府省共通事務の効率化により一層取り組むことが求められている。

したがって、各府省は、行政効率化の一層の推進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 行政効率化推進計画に基づく取組を徹底すること。

- ② 項目 1、項目 2、項目 4 及び項目 5 における指摘に対する必要な改善措置を講ずることにより、府省共通事務の実施体制の見直し・合理化を行うこと。
- ③ 地方公共団体や民間企業における共通事務の効率化や経費節減の先進的な取組も参考に、更なる行政効率化の取組の推進について検討すること。